

台東区「環境案内人（エコガイド）」広告掲載取扱要領

平成 29 年 2 月 15 日
28 台環環第 725 号

（目 的）

第 1 条 この要領は、台東区広告事業実施要綱（平成 19 年 3 月 22 日 18 台総広第 136 号）第 4 条及び第 5 条に基づき、環境案内人「エコガイド」（以下「エコガイド」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（広告掲載の位置）

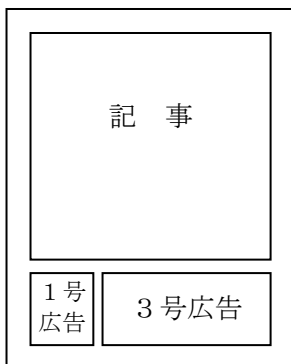
第 2 条 広告を掲載する位置は、「エコガイド」全 2 号の内、8 頁ものの 2 面、4 面、5 面、7 面の欄外及び 8 面最下段 4 枠とする。

（広告の規格）

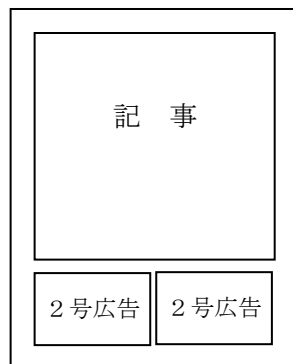
第 3 条 広告の規格は次のとおりとする。

広告名	規格（縦 c m × 横 c m）	掲 載 頁
1 号広告	6.0 c m × 5.9 c m	8 面（4 色カラー）
2 号広告	6.0 c m × 12.0 c m	8 面（4 色カラー）
3 号広告	6.0 c m × 18.1 c m	8 面（4 色カラー）
4 号広告	6.0 c m × 24.2 c m	8 面（4 色カラー）
5 号広告	1.0 c m × 24.2 c m	2 面・4 面・5 面・7 面 （4 色カラー）

8 面



8 面



8 面



2 面・4 面・5 面・7 面



(広告の掲載順位)

第4条 「エコガイド」に掲載する広告の掲載順位は、次のとおりとする。なお、同順位で申込多数の場合は抽選で決定する。

順位	広告主の種類
1	国、地方公共団体並びに公社、公団、公益法人及びこれに準ずるもの。
2	私企業のうち公共的性格のある企業で、区内に事業所等を有するもの。
3	環境や清掃に関する私企業、自営業。
4	上記3以外の私企業、自営業。

2 前項の順位3及び4については、台東区内の中小企業を優先する。

(広告掲載料の額)

第5条 掲載1回につき、1枠当たりの広告掲載料は、次のとおりとする。

広告名	掲載料
1号広告	40,000円
2号広告	80,000円
3号広告	120,000円
4号広告	160,000円
5号広告	12,000円

(広告掲載内容)

第6条 広告掲載の内容は環境に関するものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。